

文部科学大臣
平野 博文殿

平成24年3月5日
日本イコモス国内委員会
委員長 西村 幸夫

我が国の文化遺産保護政策の進め方に関する見解と要望

一稼働中の歴史的産業施設の世界遺産登録の問題について一

平成5年以降、法隆寺、姫路城から昨年（平成23年）の平泉まで、12件の物件が、我が国の推薦にかかる世界文化遺産として世界遺産リストに登録されています。世界遺産を守る法的責任は、第一義的に世界遺産条約の締約国にあることはいまでもありません。我が国の文化遺産が適切に保護されているということは国際的に認められており、我が国の文化遺産保護は高い信頼を勝ち得ています。これは、昭和25年制定の文化財保護法を柱として、明治以来のながい文化財保護の歴史を尊重し、同時に時代の変化に対応しつつ、文化財の指定、修理、管理等の保護措置を的確に講じてきたからです。

近年は、近代の技術、産業等に関わる文化遺産について、文化財保護法に基づく指定基準の弾力化等による重要文化財指定が進められ、また登録制度の導入等を通じた制度の多様化と運用の柔軟化、さらには「歴史まちづくり法」による活用の支援などが進められていますが、これらの施策を評価します。

このような中で、稼働中の歴史的産業施設の世界遺産登録に向けて、

- ① 文化財保護法による指定がなされていない場合、条件緩和のため、景観法等による規制等を指定に代わる手段として講じ、世界遺産への推薦を可能にするとの考え方を取り入れること、
- ② 推薦の手続きについて、文化庁の文化審議会で総括的に取り扱わず、産業遺産については、国内外の専門家を中心とする特別委員会を立ち上げ、推薦の素案をとりまとめること、

等を、政府の方針として検討されていると伝えられております。

日本イコモス国内委員会は、このような動きを性急に進めた場合、我が国の文化遺産保護行政がこれまで築いてきた国際的な信用を損ないかねず、文化外交上も、悪しき印象を与えかねないと危惧するものであります。つきましては、以下に示すような見解を十分に考慮されるよう、切に希望するところです。なお、日本イコモス国内委員会は、文化遺産に関する我が国唯一の総合的専門家集団として、今後もその役割を積極的に果たしていく所存であることを申し添えます。

記

1. 文化財保護法の柔軟な運用

近代の文化遺産を含め、多様な文化遺産を保護し、それらの世界遺産への登録を目指すため、幅広い手法を活用することは望ましいことと考えます。その場合、文化財保護法という枠組みを維持しつつも、登録制度や文化的景観という考え方を導入し、また、指定基準の運用を柔軟にして、科学技術に関連する遺産、近代の建造物等を保護の対象とするなど、施策の拡充を一層進めるとともに、文化庁と関連省庁が連携協力をより強めていくことが重要です。しかしその過程で、我が国の文化財保護法が、指定文化財について、現状変更を許可制としてその文化的価値を保護していることの意義を改めて確認する必要があります。

たとえば、近年、東京駅、三井本館、明治生命本館、高島屋百貨店等が所有者の合意を得て重要文化財として指定されているように、明治以降の近代の文化財で、稼働している交通・業務・商業施設等についても既に保護措置が進んでいます。このように、近代の遺産の性格に応じた保護法の柔軟な取り扱い、適切な施策であると考えます。したがって、文化庁においては、稼働中の歴史的産業施設についても同様に、所有者との意思疎通を図りつつ、その文化的価値に十分配慮し、適切な保存施策と有効な活用を図ることができるよう、一層の弾力的取り組みを進める必要があります。このことについて、文化庁の積極的な検討が急務であると考えます。

2. 代替措置の有効性とその支援

指定の代替的措置として考えられている景観法等の法律による規制は、文化財保護法による保存措置と連携させる枠組みを設けるならば、有効な文化遺産の保全の実が上がることもあると考えられます。文化財保護法以外の法律による保存措置の場合、法の目的に文化遺産の保護を加えること等により、資産の現状変更に対しては、顕著で普遍的な価値を維持することを目的とする規制の強化が図れるよう検討するべきと考えます。なお、修復や維持管理に要する経費についても地方公共団体に任せてしまうのではなく、文化財保護法による指定の場合と同様に国の基準に基づいて、国による新たな抜本的財政支援策を提案します。

3. 世界遺産登録の意味

いくつかの文化遺産をとりまとめ、連続した遺産として推薦する（シリアルノミネーション）に当たっては、全体として、統一のとれた手法による保護措置を講じていると示す必要があります。世界遺産リストへの登録は、稼働中であっても、文化遺産としての価値を恒久的に保存することを国際社会に約束することを意味しますから、どのような保全措置が可能かを考え、そして、その措置が他の文化遺産とそん色のない程度に機能するか等

について総合的に検討し、実施しなければなりません。その検討の結果を踏まえ、世界遺産への推薦について更なる検討を進める必要があります。世界遺産への推薦は、登録することのみを目的とするのではなく、将来へ向けて万全の保全体制が講じられなければならないということを改めて確認しておく必要があります。

4. 世界遺産登録推薦書の作成

世界文化遺産は、その推薦に当たり、推薦する締約国が一体となった体制の下で文化遺産として保全する措置を確実に講じていることを、助言機関及び世界遺産委員会に示すことが必要です。そして現在は、文化庁及び文化審議会がその任を担っています。我が国は、文化遺産保護の先駆者としての地位を国際的に維持しつつ、世界遺産登録や世界遺産保護のために強い熱意と誠意をもって世界各国と協力し、努力してきました。長期にわたるかかる努力の蓄積により、我が国の文化遺産保護は、世界遺産条約締結国の専門家、世界遺産委員会、イコモス等からの高い評価と信頼を獲得しています。この信頼を今後も維持し、一層強くするためには、引き続き、稼働・非稼働にかかわらず、文化遺産保護の施策が国として統一した体制で行われている必要があります。

産業遺産についてのみ、それに詳しい国内外の専門家を中心に新設する特別委員会で推薦の素案をとりまとめるという考え方については、我が国の文化行政としての責任をどのように考えておられるのか、また、その責任が長期に及ぶということをどう理解しておられるのか、が明らかではありません。海外専門家からの助言を得ることは大切なことではありますが、我が国の文化遺産保全の長期にわたる責任の所在を海外の専門家に求めることなどできないのは自明のことであり、当然のことながら、日本人自らの責任においてその文化と歴史を専門的見地から評価し、その遺産をいかに保護すべきかを決定し、その上でどのように世界遺産に推薦するかを検討するべきと考えます。

以上